

お知らせ掲示板

令和5年度子育て応援券を交付します



子育て世帯を支援するために、有料の子育て支援サービス、チャイルドシートの購入や、任意の予防接種などに使用できる子育て応援券を交付します。出生や転入などで新たに子育て応援券の交付対象となったときは、窓口で手続きをしてください。

- ▶対象児童の生年月日
令和5年4月2日～令和6年4月1日
- ▶交付金額 15,000円分(500円分30枚つづり)
※使用期限は令和7年3月31日。
- ▶申請方法 出生届や転入手続きと併せて窓口で申請
- ▶持参するもの 保護者の本人確認書類、印かん
- ▶その他 令和3年度の子育て応援券(表紙と本券の色が水色のもの)は、令和5年3月31日が使用期限です。早めに利用してください
- ▶問い合わせ
☎子育て支援課 ☎0287(46)5533

【子育て応援券で利用できるサービス】

対象サービス	内容
子どもを預かるサービス	市内の保育園などが実施する一時保育の利用、市ファミリーサポートセンターのサポート会員による預かりや送迎などの利用
保護者を支援するサービス	親子教室、子育て相談、家事代行サービス、那須野が原ハーモニーホール自主事業の一部など
チャイルドシート・ベビーカーなどの購入	チャイルドシート、ベビーシート、ベビーカー、ジュニアシート
読み聞かせ絵本の購入	読み聞かせのための絵本
予防接種	自己負担が発生する任意の予防接種
子育て応援 赤ちゃん連れ向け宿泊プラン	市内の宿泊施設が提供する「赤ちゃん連れ向け宿泊プラン」

特別支援学校の通学帰省費を補助します

特別支援学校への通学にかかる負担を軽減するため、補助金(高速道路料金、帰省費)を支給します。条件により補助が受けられない場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

- ▶対象 市内に住所を有し、令和4年度中に子どもが特別支援学校に在籍した保護者
- ▶申込期限 3月24日(金)
- ▶申し込み・問い合わせ
☎学校教育課 ☎0287(37)5349



▼▼▼

再生品を安価で販売します

那須塩原クリーンセンターに持ち込まれたものの中からまだ使えるものを清掃・修繕し、安価で提供します。

▼展示・申込期限 3月8日(水)
午前9時～正午、午後1時～5時

※土・日曜、祝日を除く。

▼展示場所 那須塩原クリーンセンター管理棟1階

▼申込方法 申込用紙に必要事項を記入して提出



※1人2品まで(同一商品への複数申し込みは不可)とし、申し込み多数の場合は抽選。

《直接来られない場合》

平日のみ、次の窓口でも再生品のカタログの閲覧や申し込みができます。

▼閲覧・申込窓口

本廃棄物対策課、☎市民福祉課、☎総務福祉課、☎警根出張所

▼問い合わせ

本廃棄物対策課 ☎(62)7030

軽自動車などの手続きは4月1日まで

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車や原動機付自転車、小型特殊

車両などを所有している人に課税されます。他人に譲ったときや廃棄したときは、4月1日までに名義変更や廃車の手続きを済ませてください。期日までに手続きをしない場合は、新年度の軽自動車税が課税されます。



車種	届け出・問い合わせ
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車のうち市・町ナンバーのもの	本課税課 ☎(62)7179 ☎総務税務課 ☎(37)5101 ☎総務福祉課 ☎(32)2910 ☎警根出張所 ☎(35)2511
○二輪車(125ccを超えるもの) ○小型特殊自動車のうち栃・栃木ナンバーのもの	栃木運輸支局 ☎050(5540)2019
○軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎050(3816)3107

那須で婚活！

「春の恋する美術館」

市主催の婚活イベントで理想の相手を見つけませんか。美術館でステンドグラスを楽しみながらカップリング。男性には事前(3月19日)にコーチングを行います。

○12月の火災と救急

火災	救急
建物 0件	交通事故 29件
林野 0件	急病 375件
その他 0件	その他 111件
本年の累計 21件	本年の累計 5,324件

▶火災のテレフォンサービス ☎0287(22)0119

○市民協働推進課 ☎(62)7019

- ▼とき 3月26日(日) 午後1時30分～4時
- ▼ところ 那須ステンドグラス美術館(那須町高久丙1790番地)
- ▼対象者 35歳～45歳(開催日時点の独身男女 ※男性は市民または市内勤務者のみ)
- ▼参加費 男性 2000円 女性 1000円
- ▼申込方法 申し込みフォームから申し込み(電話不可)
- ▼申込開始日 3月6日(月) 定員 男女各15人(先着)
- ▼申し込み・問い合わせ ☎(62)7019



【事例】

○自宅に業者が訪問し、「屋根が相当傷んでいる。すぐに修理しないと雨漏りすることがある」と言われ、不安に思い高額な修理工事の契約をしてしまったが解約したい。クーリング・オフの方法を教えてください。

アドバイス

○クーリング・オフは、訪問販売など特定の取引方法で契約した場合に、一定期間内に通知を出せば消費者が一方的に解約できる制度です。支払い済みの代金は全額返金されます。

○通知の際は、ハガキなどの書面による郵送やメールなどの方法で記録を残すことが重要です。

○消費生活センター(いきいきふれあいセンター内) 開設時間 ☎(63)79000
平日午前8時30分～午後5時



今月のテーマ
消費者を守る
「クーリング・オフ」
制度を知ろう!

※訪問販売や電話勧誘販売などは8日以内、マルチ商法などは20日以内。